

【 処置 】

637 いぼ等冷凍凝固法（伝染性軟属腫）の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

伝染性軟属腫に対する J 056 いぼ等冷凍凝固法の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

伝染性軟属腫（水いぼ）は、ポックスウイルスに属する伝染性軟属腫ウイルスによる皮膚感染症で光沢のある結節が多発する。治療には、主にトラコーマ撮子や鋭匙撮子による摘除が実施される。いぼ等冷凍凝固法は液体窒素を用いて疣贅（いぼ）を壊死させる治療であり、伝染性軟属腫に対する算定は適切ではないと考えられる。

以上のことから、伝染性軟属腫に対する J 056 いぼ等冷凍凝固法の算定は、原則として認められないと判断した。